

スラバヤ来訪を予定されている皆様に特にご注意いただきたい点 **NEW**

○パスポート：

- ・インドネシア入国時に6か月以上の残存有効期間と十分な空白の査証頁が必要
- ・滞在中のパスポート紛失・盗難等に注意

○ビザ（査証）または滞在許可：

有効期限を確認してオーバーステイ（不法残留）にならぬよう注意。オーバーステイには一日ごとに高額の罰金が課されるほか、国外退去処分となるケースもあるため要注意。

○海外旅行保険：

各種感染症や交通事故等による病気や怪我等に備えて、十分な補償の海外旅行保険等に加入することを強く推奨

○運転免許証：

日本で取得した運転免許証（マイナ免許証、国際免許証を含む）はインドネシアでは無効のため当地での運転はできません（日本とインドネシアで加盟する国際条約が異なるため）

○スラバヤ・ジュアンダ国際空港施設内における写真等の撮影：

出入国審査エリア付近の写真・動画撮影は禁止されています

○アルコール及び現金の持込：

- ・スラバヤ・ジュアンダ空港税関事務所によれば、21歳以上の個人使用に限り、アルコール飲料1リットルまで免税（これを超えるアルコール類は没収処分となりますので要注意）
- ・1億ルピア（もしくは相当の外貨）以上の持ち込みは税関申告が必要
- ・全ての入国者は税関申告をこちらのリンク（e-CD: <https://ecd.beacukai.go.id>）を通して入国前に行う必要があります。

○インドネシア国外からスマホを持ち込む場合のIMEI登録（IMEI：International Mobile Equipment Identity）：

- ・90日以内の滞在の場合、各通信会社の正規取扱店でSIM購入時に登録可能
- ・90日を超えて滞在する場合は、インドネシア入国前にインドネシア関税局 HP（<https://www.beacukai.go.id/register-imei.html>）で登録の上、入手したQRコードを入国時に税関で提示して手続き（※未登録のスマホ等については一定期間を過ぎると電波（電話回線）が利用できなくなります）
- ・スマホ等の価格によって課税額が異なります

（了）